いじめ対応の組織

＜定時制・通信制課程＞

いじめ（疑われるものも含む）事象の相談または情報収集
いじめの兆候を見逃さない

◆面談期間やアンケート調査
◆日常の学校生活の把握
◆地域（保護者を含む）からの情報

確認

生徒指導部が中心となり、事実確認のための指示・情報共有に努める（定時制：チューター・部主任・部活動顧問等関係職員）
（通信制：担任・生徒指導部・各関係職員）

◆被害生徒等・加害生徒等からの聴き取り
◆周辺生徒等からの情報の収集
◆保護者とも連携する

報告

校長・教頭・生徒指導部長

報告

重大事態については速やかに県教育委員会へ一報を行う
教育研究所教育支援部指導・支援係直通
0744-33-8908

招集

いじめ防止対策PT　　22条
◎校長　◎教頭
◎生徒指導部長　◎人権・文化部長（定時制）
◎生徒指導部員　◎人権・文化部員（定時制）
◎養護教諭　◎総務・文化部長（通信制）
◎スクールカウンセラー　◎総務・文化部員（通信制）
○必要に応じ、関係職員および関係機関に応援を依頼

◆指導方針を決定し、指導・支援体制を組む
◆県教育委員会・警察等関係機関との連携
※郡山警察署（0743-56-0110）
◆保護者へ情報提供と同時に新たな情報の確認

招集

職　員　会　議

◆全職員が事象内容・指導方針・役割分担を共通理解
◆事象の拡大防止と収束のための指導に迅速に取り組む
◆みんなを守るという姿勢

具体的な指導・支援

いじめが確認された時

◎いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた生徒・保護者への支援や、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言をおこなう。
◎いじめを受けた側と、行った側の保護者間でいじめの事案に係る情報を共有する。

重大事態への対処

◎いじめが犯罪として取り扱われるべきものとして認められる場合は、所轄警察と連携して対処し、生命・身体・財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに所轄警察に通報し、適切に援助を求める。

警察との連携

◎生徒の生命・心身・財産に重大な被害が生じる疑いや、欠席を余儀なくされている疑い等を求める場合、「重大事態」として県に報告、対応を協議する。
◎管理職を中心に、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決に努める。

その他

・事情により、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急の保護者会等の開催について検討する
・マスコミ等の対応は管理職を窓口とする
・事後は再発防止のための保護者・地域等と連携した見守り